

重要事項説明書（別紙）

指定居宅介護支援にかかる利用料（介護報酬 厚生労働省告示の額）

1. 指定居宅介護支援事業

弊社は、通常の居宅介護支援費の他に、特定事業所加算Ⅲ及び特定事業所医療介護連携加算を算定する相談支援を実施。介護支援専門員1人あたりの担当件数を44件とし、より精度の高い相談支援を目指します。

2. 利用料金

本別紙にあげる費用については、介護保険料滞納等の償還払い対象又は介護認定申請において非該当となった場合などを除き、利用者自己負担額は一切ありません。

要介護1・2	15,662円
要介護3・4・5	18,980円

※利用料金は、居宅介護支援費（i）＋特定事業所加算Ⅲ＋特定事業所医療介護連携加算に地域区分別単価（10.21円）を乗じた額となります。

基本単位

居宅介護支援費（i） 要介護1・2	1,086単位
居宅介護支援費（i） 要介護3・4・5	1,411単位

加算

加算の名称	単位数	要件等
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	主任介護支援専門員を含め専門性の高い人材を配置して、より質の高い相談支援を実施することに加え、24時間連絡対応体制の整備や、計画的な研修、支援困難なケースの受託、介護支援専門員実務研修協力、他法人と共同で事例検討会等を実施等の場合
特定事業所医療介護連携加算	125単位	特定事業所加算算定に加え、退院・退所加算算定に係わる病院等との連携回数が年度において35回以上の場合かつ、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定の場合
初回加算	300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合や、要介護度が2区分以上変更された場合等
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	利用者が入院した当日または休業日等の翌日までに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	利用者が入院した日から3日以内等に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

退院・退所加算	①450 単位 ②③600 単位 ④750 単位 ⑤900 単位	医療機関や介護保険施設等の退院・退所にあたり、医療機関等の職員との面談や会議において、利用者に必要な情報を得、居宅サービス計画を作成した場合。 会議の有無や連携回数により加算単位数が変わります。
通院時情報連携加算	50 単位	利用者の病院・診療所への通院にあたり、医師・歯科医師への受診に同席し、医師等と情報連携を行い、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院又は診療所の求めにより、その職員と共に利用者宅を訪問し、会議を行い、必要に応じてサービスの調整を行った場合
ターミナルマネジメント加算	400 単位	在宅で*ターミナル状態の方の支援をし、利用者・家族の同意のうえで、亡くなる前 14 日以内に 2 日以上訪問し、主治医等関係事業所へ情報提供等をした場合 *医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した状態

減算

減算の名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	-200 単位	正当な理由なく、次のサービスで特定の事業所が 80%を超えた場合（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）
運営基準減算	居宅介護支援費の -50%	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
同一建物減算	居宅介護支援費の -5%	20 人以上居住する建物で居住する利用者
業務継続計画未実施減算	居宅介護支援費の -1%	感染症や災害時においても業務継続をする計画がない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	居宅介護支援費の -1%	虐待の発生・再発防止のための措置が講じられていない場合

また、令和 8 年 6 月より、介護職員等処遇改善加算として上記全てに 2.1% 乗じた加算を算定いたします。

医療法人マックス ケアシスケアプランニングステーション

令和 年 月 日

以上、介護保険指定居宅介護支援事業における利用料の説明承諾のもと、本重要事項説明書別紙（利用者、ケアシスケアプランニングステーション各 1 通）の交付を受けることを証します。

利用者本人氏名
(署名代理であれば下記欄記入下さい) _____

(署名代理者氏名及び本人との関係) _____